

# 奈良市公報

号外第26号

平成25年12月16日印刷発行  
発行所 奈良市役所  
発行人 奈良市長  
編集人 文書法制課長  
印刷所 関西印刷株式会社

**目 次****告 示**

○平成25年度奈良市一般会計予算等の要領..... 1

**告 示****奈良市告示第181号**

平成25年奈良市議会3月定例会において成立した次に掲げる予算の要領を地方自治法(昭和22年法律第67号)第219条第2項の規定により別紙のとおり公表します。

平成25年3月25日

奈良市長 仲川元庸

- 1 平成25年度奈良市一般会計予算
- 2 平成25年度奈良市下水道事業費特別会計予算
- 3 平成25年度奈良市住宅新築資金等貸付金特別会計予算
- 4 平成25年度奈良市国民健康保険特別会計予算
- 5 平成25年度奈良市土地区画整理事業特別会計予算
- 6 平成25年度奈良市市街地再開発事業特別会計予算
- 7 平成25年度奈良市公共用地取得事業特別会計予算
- 8 平成25年度奈良市駐車場事業特別会計予算
- 9 平成25年度奈良市介護保険特別会計予算
- 10 平成25年度奈良市母子寡婦福祉資金貸付金特別会計予算
- 11 平成25年度奈良市針テラス事業特別会計予算
- 12 平成25年度奈良市後期高齢者医療特別会計予算
- 13 平成25年度奈良市病院事業会計予算
- 14 平成25年度奈良市水道事業会計予算

## 第1表 歳入歳出予算

**歳 入**

款	項	金
1 市 税		千円 51,866,427
1 市 民 税		26,040,396
2 固 定 資 産 税		19,280,646
3 軽 自 動 車 税		415,918
4 市 た ば こ 税		1,989,251
5 特 別 土 地 保 有 税		265
6 入 湯 税		7,005

	7 事 業 所 税	955,317
	8 都 市 計 画 税	3,177,629
2 地 方 譲 与 税		840,000
	1 地 方 振 発 油 譲 与 税	260,000
	2 自 動 車 重 量 譲 与 税	580,000
3 利 子 割 交 付 金		270,000
	1 利 子 割 交 付 金	270,000
4 配 当 割 交 付 金		280,000
	1 配 当 割 交 付 金	280,000
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金		80,000
	1 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	80,000
6 地 方 消 費 税 交 付 金		3,100,000
	1 地 方 消 費 税 交 付 金	3,100,000
7 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金		300,000
	1 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	300,000
8 自 動 車 取 得 税 交 付 金		300,000
	1 自 勤 車 取 得 税 交 付 金	300,000
9 国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 町 村 助 成 交 付 金		4,015
	1 国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 町 村 助 成 交 付 金	4,015
10 地 方 特 例 交 付 金		240,000
	1 地 方 特 例 交 付 金	240,000
11 地 方 交 付 税		15,700,000
	1 地 方 交 付 税	15,700,000
12 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金		70,000
	1 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	70,000
13 分 担 金 及 び 負 担 金		1,377,027
	1 分 担 金	3,418
	2 負 担 金	1,373,609
14 使 用 料 及 び 手 数 料		2,295,118
	1 使 用 料	1,561,856
	2 手 数 料	733,262
15 国 庫 支 出 金		21,421,382
	1 国 庫 負 担 金	17,889,776
	2 国 庫 補 助 金	920,468
	3 国 庫 委 託 金	113,211
	4 国 庫 交 付 金	2,497,927

16 県 支 出 金		5,804,165
	1 県 負 担 金	4,244,042
	2 県 補 助 金	1,361,175
	3 県 委 託 金	171,807
	4 県 交 付 金	27,141
17 財 産 収 入		1,417,580
	1 財 産 運 用 収 入	122,540
	2 財 産 売 払 収 入	1,295,040
18 寄 附 金		106,500
	1 寄 附 金	106,500
19 繰 入 金		443,476
	1 基 金 繰 入 金	443,476
20 諸 収 入		2,417,972
	1 延滞金・加算金及び過料	378,985
	2 預 金 利 子	3,410
	3 貸 付 金 元 利 収 入	1,346,985
	4 雜 入	688,592
21 市 債		15,104,800
	1 市 債	15,104,800
歳 入 合 計		123,438,462

## 歳出

款	項	金額
1 議 会 費		753,496 千円
	1 議 会 費	753,496
2 総 務 費		14,746,658
	1 総 務 管 理 費	11,306,084
	2 企 画 費	1,349,824
	3 徴 税 費	1,134,368
	4 戸籍住民基本台帳費	450,856
	5 選 举 費	391,347
	6 統 計 調 査 費	34,259
	7 監 査 委 員 費	79,920
3 民 生 費		49,954,267
	1 社 会 福 祉 費	20,362,067
	2 児 童 福 祉 費	16,300,209

	3 生活保護費	13,225,359
	4 国民年金費	66,632
4衛生費		10,826,457
	1保健衛生費	2,055,957
	2保健所費	1,783,130
	3清掃費	5,615,854
	4上水道費	1,371,516
5労働費		131,658
	1労働諸費	131,658
6農林水産業費		476,894
	1農林費	476,894
7商工費		1,551,202
	1商工費	1,551,202
8観光費		1,167,652
	1観光費	1,167,652
9土木費		10,865,724
	1土木管理費	236,764
	2道路橋梁費	2,672,044
	3河川費	393,276
	4都市計画費	7,154,464
	5住宅費	409,176
10消防費		3,981,231
	1消防費	3,981,231
11教育費		11,160,300
	1教育総務費	2,718,375
	2小学校費	1,190,593
	3中学校費	2,214,169
	4高等学校費	971,064
	5幼稚園費	1,620,735
	6社会教育費	1,322,299
	7保健体育費	1,123,065
12災害復旧費		37,000
	1農林水産業施設費	5,000
	2土木施設災害復旧費	32,000

13 公 債 費		17,475,981
	1 公 債 費	17,475,981
14 諸 支 出 金		259,942
	1 地 元 公 共 事 業 基 金	34,576
	2 財 政 調 整 基 金	2,000
15 予 備 費	3 減 債 基 金	223,366
		50,000
	1 予 備 費	50,000
歳 出 合 計		123,438,462

第2表 債務負担行為

## 1 新規分

事 項	期 間	限 度 額
共通基盤・総合税システム導入経費	平成25年度から 平成36年度まで	千円 2,700,000
税額通知書印刷等経費	平成25年度から 平成26年度まで	7,200
老人福祉施設等整備費補助事業	平成25年度から 平成26年度まで	572,815
新斎苑用地測量業務委託	平成25年度から 平成26年度まで	20,000
新斎苑環境評価業務委託	平成25年度から 平成26年度まで	60,000
奈良県動物愛護センター周辺環境整備負担金	平成25年度から 平成29年度まで	84,030
平成19年度までの中小企業資金融資に伴う損失補償	平成25年度から 返済終了年度まで	平成24年度末における損失補償付き 中小企業資金融資残高から、これに 対する中小企業信用保険による保険 金を減じた額に代位弁済時の利息を 加えた額
六条奈良阪線街路整備事業	平成25年度から 平成29年度まで	1,000,000
世界遺産包括的保存管理計画策定業務	平成25年度から 平成26年度まで	4,600

第3表 地方債

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
庁舎等施設整備事業	千円 720,700	普 通 貸 借 又 は 債 券 発 行	5.0%以内（利率 見直し方式により 当該利率の見直し を行った後においては、見直し後の 利率とする。）	政府資金についてはその融 資条件により、銀行その他の 場合には、その債権者と の協定による。ただし、市 財政の都合により据置期間 を短縮し、もしくは繰上償 還又は低利に借換えする ことができる。
文化振興施設整備事業	40,500	"	"	"
ス ポ ーツ 施 設 整 備 事 業	10,000	"	"	"

福祉施設整備事業	138,800	"	"	"
環境改善事業	7,000	"	"	"
保健衛生施設整備事業	33,400	"	"	"
清掃施設整備事業	178,000	"	"	"
労働福祉施設整備事業	4,000	"	"	"
土地基盤整備事業	69,800	"	"	"
観光施設整備事業	334,600	"	"	"
道路事業	1,198,500	"	"	"
河川事業	190,500	"	"	"
都市計画事業	1,096,300	"	"	"
公営住宅建設事業	5,800	"	"	"
消防施設整備事業	254,700	"	"	"
義務教育施設整備事業	1,446,100	"	"	"
高等学校施設整備事業	6,000	"	"	"
幼稚園施設整備事業	109,100	"	"	"
社会教育施設整備事業	56,700	"	"	"
災害復旧事業	34,300	"	"	"
退職手当	2,090,000	"	"	"
臨時財政対策	7,080,000	"	"	"
計	15,104,800			

## 平成25年度奈良市下水道事業費特別会計予算

平成25年度奈良市の下水道事業費特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ8,523,200千円と定める。

2 歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金額
1 分担金及び負担金		25,508 千円
	1 分 担 金	7,155
	2 負 担 金	18,353
2 使用料及び手数料		3,910,140
	1 使 用 料	3,909,960
	2 手 数 料	180

## (債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

3 国 庫 支 出 金		279,148
	1 国 庫 交 付 金	279,148
4 県 支 出 金		15,848
	1 県 補 助 金	15,848
5 財 産 収 入		16
	1 財 産 運 用 収 入	16
6 繰 入 金		2,468,604
	1 一 般 会 計 繰 入 金	2,465,754
	2 基 金 繰 入 金	2,850
7 諸 収 入		36
	1 貸 付 回 収 金	36
8 市 債		1,823,900
	1 市 債	1,823,900
歳 入 合 計		8,523,200

## 歳出

款	項	金額
1 下水道事業費		4,007,584 千円
	1 下 水 道 費	2,964,984
	2 下 水 管 渠 費	901,100
	3 大和川流域下水道費 整備事業費	141,500
2 農業集落排水事業費		254,116
	1 農業集落排水費	100,616
	2 農業集落排水施設整備費	153,500
3 公債費		4,261,500
	1 公 債 費	4,261,500
歳出合計		8,523,200

第2表 債務負担行為

## 1 新規分

事 項	期 間	限 度 額
水洗便所改造資金融資斡旋事業に伴う利子補給（公共下水道分）	平成25年度から平成29年度まで	融資総額33,000千円を限度とする年利1.35%の範囲内の額
水洗便所改造資金借受者の金融機関からの融資に対する損失補償（公共下水道分）	平成25年度から平成29年度まで	金融機関からの借入総額33,000千円及び当該借入期間中の利息相当額並びに遅延利息の合計額
水洗便所改造資金融資斡旋事業に伴う利子補給（農業集落排水処理施設分）	平成25年度から平成29年度まで	融資総額11,100千円を限度とする年利1.35%の範囲内の額
水洗便所改造資金借受者の金融機関からの融資に対する損失補償（農業集落排水処理施設分）	平成25年度から平成29年度まで	金融機関からの借入総額11,100千円及び当該借入期間中の利息相当額並びに遅延利息の合計額

第3表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
下水道事業	千円 1,823,900	普通貸借 又は 債券発行	5.0%以内（利率見直し方式により当該利率の見直しを行った後においては、見直し後の利率とする。）	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者との協定による。ただし、市財政の都合により据置期間を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。

平成25年度奈良市住宅新築資金等貸付金特別会計予算

平成25年度奈良市の住宅新築資金等貸付金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1表 歳入歳出予算

## 歳 入

款	項	金額
1 繰入金		千円 6,260
	1 一般会計繰入金	6,260
2 諸収入		13,740
	1 雑入	13,740
歳入合計		20,000

## 歳 出

款	項	金額
1 住宅新築資金等費 貸付事業費		千円 6,260
	1 総務管理費	6,260
2 公債費		13,740
	1 公債費	13,740
歳出合計		20,000

平成25年度奈良市国民健康保険特別会計予算

平成25年度奈良市の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ36,800,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（一時借入金）

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、5,000,000千円と定める。

第1表 歳入歳出予算

## 歳 入

款	項	金額
1 国民健康保険料		千円 8,781,195
	1 国民健康保険料	8,781,195
2 使用料及び手数料		120
	1 手数料	120

3 国 庫 支 出 金		8,623,368
	1 国 庫 負 担 金	6,938,458
	2 国 庫 補 助 金	1,684,910
4 療養給付費交付金		1,347,478
	1 療養給付費交付金	1,347,478
5 前期高齢者交付金		10,200,000
	1 前期高齢者交付金	10,200,000
6 県 支 出 金		1,791,168
	1 県 負 担 金	242,847
	2 県 補 助 金	1,548,321
7 共同事業交付金		3,899,600
	1 共同事業交付金	3,899,600
8 財産 収 入		400
	1 財産運用収入	400
9 繰 入 金		2,122,100
	1 一般会計繰入金	2,122,100
10 諸 収 入		34,571
	1 延滞金及び過料	61
	2 預金利息	10
	3 雑入	29,700
	4 療養費等指定公費返還金	4,800
歳 入 合 計		36,800,000

## 歳出

款	項	金額
1 総務費		360,045 千円
	1 総務管理費	285,429
	2 賦課徴収費	73,936
	3 運営協議会費	680
2 保険給付費		25,192,502
	1 給付諸費用	25,192,502
3 老人保健拠出金		1,300
	1 老人保健拠出金	1,300
4 後期高齢者支援金等		4,900,500
	1 後期高齢者支援金等	4,900,500
5 前期高齢者納付金等		5,500
	1 前期高齢者納付金等	5,500

6 介護納付金		2,034,000
1 介護納付金		2,034,000
7 共同事業拠出金		3,899,630
1 共同事業拠出金		3,899,630
8 保健事業費		309,323
1 特定健康診査等事業費		276,152
2 保健事業費		33,171
9 基金積立金		400
1 基金積立金		400
10 公債費		50,500
1 公債費		50,500
11 諸支出金		45,800
1 還付及び還付加算金		41,000
2 療養費等指定公費立替金		4,800
12 予備費		500
1 予備費		500
歳出合計		36,800,000

## 平成25年度奈良市土地地区画整理事業特別会計予算

平成25年度奈良市の土地地区画整理事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

## (歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,433,800千円と定める。

## 第1表 歳入歳出予算

## 歳入

款	項	金額
1 国庫支出金		32,700 千円
1 国庫交付金		32,700
2 繰入金		958,734
1 一般会計繰入金		958,734
3 諸収入		766
1 雜入		766
4 市債		441,600
1 市債		441,600
歳入合計		1,433,800

## 歳出

款	項	金額
1 西大寺駅南地区土地区域画整理事業費		408,000 千円

2 歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

	1 西大寺駅南地区 土地区画整理事業費	408,000
2 J R 奈良駅南地区 土地区画整理事業費		216,600
	1 J R 奈良駅南地区 土地区画整理事業費	216,600
3 公 債 費		809,200
	1 公 債 費	809,200
	歳 出 合 計	1,433,800

第2表 地方債

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
西大寺駅南地区 土地区画整理事業	千円 315,500	普通貸借 又は 債券発行	5.0%以内（利率 見直し方式により 当該利率の見直し を行った後においては、見直し後の 利率とする。）	政府資金についてはその融資 条件により、銀行その他の場 合には、その債権者との協定 による。ただし、市財政の都 合により据置期間を短縮し、 もしくは繰上償還又は低利に 借換えすることができる。
J R 奈良駅南地区 土地区画整理事業	126,100	〃	〃	〃
計	441,600			

## 平成25年度奈良市市街地再開発事業特別会計予算

平成25年度奈良市の市街地再開発事業特別会計の予算は、  
次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1表 歳入歳出予算

## 歳 入

款	項	金額
1 繰 入 金		千円 348,100
	1 一 般 会 計 繰 入 金	348,100
歳 入 合 計		348,100

## 歳 出

款	項	金額
1 公 債 費		千円 348,100
	1 公 債 費	348,100
歳 出 合 計		348,100

## 平成25年度奈良市公共用地取得事業特別会計予算

平成25年度奈良市の公共用地取得事業特別会計の予算は、  
次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1表 歳入歳出予算

## 歳 入

款	項	金額
1 繰 入 金		千円 340,300
	1 一 般 会 計 繰 入 金	340,300

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ348,100  
千円と定める。

2 歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額  
は、「第1表 歳入歳出予算」による。

歳入合計	340,300	
歳出		
款	項	金額
1 公債費		千円 340,300
	1 公債費	340,300
歳出合計		340,300

平成25年度奈良市駐車場事業特別会計予算

平成25年度奈良市の駐車場事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1表 歳入歳出予算

歳入		
款	項	金額
1 使用料及び手数料		千円 100,000
	1 使用料	100,000
2 繰入金		231,158
	1 一般会計繰入金	231,158
3 諸収入		42
	1 雜入	42
歳入合計		331,200

歳出

款	項	金額
1 駐車場事業費		千円 95,450
	1 駐車場費	95,450
2 公債費		235,750
	1 公債費	235,750
歳出合計		331,200

平成25年度奈良市介護保険特別会計予算

平成25年度奈良市の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1表 歳入歳出予算

歳入		
款	項	金額
1 保険料		千円 5,318,939
	1 介護保険料	5,318,939
2 国庫支出金		5,325,745
	1 国庫負担金	4,334,337

	2 国 庫 補 助 金	991,408
3 支 払 基 金 交 付 金		7,012,520
	1 支 払 基 金 交 付 金	7,012,520
4 県 支 出 金		3,571,360
	1 県 負 担 金	3,487,213
	2 県 補 助 金	84,147
5 財 産 収 入		6,646
	1 財 産 運 用 収 入	6,646
6 繰 入 金		3,900,190
	1 一 般 会 計 繰 入 金	3,699,619
	2 基 金 繰 入 金	200,571
7 諸 収 入		6,600
	1 雜 入	6,600
歳 入 合 計		25,142,000

## 歳出

款	項	金額
1 総務費		613,651 千円
	1 総務管理費	329,182
	2 賦課徴収費	19,957
	3 介護認定審査会費	264,512
2 保険給付費		24,066,310
	1 介護サービス等諸費	24,066,310
3 地域支援事業費		443,893
	1 介護予防事業費	114,814
	2 包括的支援事業費 ・任意事業費	329,079
4 基金積立金		6,646
	1 基金積立金	6,646
5 諸支出金		11,500
	1 債還金及び還付加算金	11,500
歳出合計		25,142,000

平成25年度奈良市母子寡婦福祉資金貸付金特別会計  
予算平成25年度奈良市の母子寡婦福祉資金貸付金特別会計の  
予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1表 歳入歳出予算

## 歳入

款	項	金額
1 繰入金		507 千円

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ41,000  
千円と定める。2 歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額  
は、「第1表 歳入歳出予算」による。

	1 一般会計繰入金	507
2 繰 越 金		10,126
	1 繰 越 金	10,126
3 諸 収 入		30,367
	1 貸付金元利収入	30,167
	2 雜 入	200
歳 入 合 計		41,000

## 歳出

款	項	金額
1 母子寡婦福祉資金費 貸付事業費		41,000 千円
	1 総務管理費	11,697
	2 貸付金	29,303
歳出合計		41,000

平成25年度奈良市針テラス事業特別会計予算

平成25年度奈良市の針テラス事業特別会計の予算は、次

に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1表 歳入歳出予算

## 歳入

款	項	金額
1 使用料及び手数料		73,500 千円
	1 使用料	73,500
2 財産収入		117
	1 財産運用収入	117
3 繰入金		20,083
	1 基金繰入金	20,083
歳入合計		93,700

## 歳出

款	項	金額
1 針テラス事業費		117 千円
	1 針テラス事業費	117
2 公債費		93,583
	1 公債費	93,583
歳出合計		93,700

平成25年度奈良市後期高齢者医療特別会計予算

平成25年度奈良市の後期高齢者医療特別会計の予算は、

次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1表 歳入歳出予算

## 歳入

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ93,700千円と定める。

2 歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

款	項	金額
1 後期高齢者医療保険料		3,882,336 千円
	1 後期高齢者医療保険料	3,882,336
2 使用料及び手数料		3
	1 手数料	3
3 繰入金		753,188
	1 一般会計繰入金	753,188
4 繰越金		25,000
	1 繰越金	25,000
5 諸収入		209,473
	1 延滞金・加算金及び過料	1
	2 償還金及び還付加算金	8,000
	3 預金利子	1
	4 雜入	201,471
歳入合計		4,870,000

## 歳出

款	項	金額
1 総務費		50,650 千円
	1 総務管理費	38,743
	2 徴収費	11,907
2 後期高齢者医療金		4,617,880
	1 後期高齢者医療金	4,617,880
3 保健事業費		201,470
	1 健康保持増進事業費	201,470
歳出合計		4,870,000

## 平成25年度奈良市病院事業会計予算

(総則)

第1条 平成25年度奈良市病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1 病床数	一般病床 350床
2 年間患者数	
(1) 入院	86,423人
(2) 外来	202,372人
3 1日平均患者数	
(1) 入院	237人
(2) 外来	691人
4 主要な建設改良事業	
(1) 施設改良費	1,835,000千円
(収益的収入及び支出)	

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入	
第1款 病院事業収益	606,235千円
第1項 医業収益	80,985千円
第2項 医業外収益	471,450千円
第3項 看護師養成事業収益	53,800千円
支出	
第1款 病院事業費用	572,400千円
第1項 医業費用	493,643千円
第2項 医業外費用	23,457千円
第3項 看護師養成事業費用	53,800千円
第4項 予備費	1,500千円
(資本的収入及び支出)	
第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める (資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額	

13,135千円は、当年度分損益勘定留保資金13,135千円で補填するものとする。)		第1款 資本的支出 1,873,100千円 第1項 建設改良費 1,835,000千円 第2項 企業債償還金 38,100千円 (企業債) 第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。												
収 入 第1款 資本的収入 1,859,965千円 第1項 企業債 1,835,000千円 第2項 負担金 24,965千円 支 出														
<table border="1"> <thead> <tr> <th>起債の目的</th><th>限度額</th><th>起債の方法</th><th>利 率</th><th>償還の方法</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市立奈良病院建設事業費に充当</td><td>千円 1,835,000</td><td>証書借入</td><td>5.0%以内 (利率見直し方式により当該利率の見直しを行った後ににおいては、見直し後の利率とする。)</td><td>借入先の融資条件による。 ただし、企業財政の都合により、据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。</td></tr> </tbody> </table>		起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	市立奈良病院建設事業費に充当	千円 1,835,000	証書借入	5.0%以内 (利率見直し方式により当該利率の見直しを行った後ににおいては、見直し後の利率とする。)	借入先の融資条件による。 ただし、企業財政の都合により、据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。			
起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法										
市立奈良病院建設事業費に充当	千円 1,835,000	証書借入	5.0%以内 (利率見直し方式により当該利率の見直しを行った後ににおいては、見直し後の利率とする。)	借入先の融資条件による。 ただし、企業財政の都合により、据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。										
(一時借入金) 第6条 一時借入金の限度額は、3,000,000千円と定める。 (予定支出の各項の経費の金額の流用) 第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。 第1項 医業費用 第2項 営業外費用 第3項 看護師養成事業費用 (議会の議決を経なければ流用することのできない経費) 第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。 (1) 職員給与費 51,587千円 (他会計からの補助金) 第9条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、101,673千円である。 平成25年度奈良市水道事業会計予算 (総則) 第1条 平成25年度奈良市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。 (業務の予定量) 第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。 1 給水戸数 166,760戸 2 年間総給水量 44,555,000m³ 3 1日平均給水量 122,070m³ 4 主要な建設改良事業 1,176,023千円 (1) 施設整備事業費 133,350千円 (2) 施設費 600,412千円 (3) 配水施設改良費 442,261千円 (収益的収入及び支出) 第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。		<table border="1"> <thead> <tr> <th>第2項 営業外収益 190,340千円 第3項 特別利益 20千円 支 出</th><th>第1款 水道事業費用 7,921,000千円 第1項 営業費用 6,635,442千円 第2項 営業外費用 763,623千円 第3項 特別損失 511,935千円 第4項 予備費 10,000千円 (資本的収入及び支出) 第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3,060,000千円は、過年度分損益勘定留保資金2,038,710千円、当年度分損益勘定留保資金994,974千円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額26,316千円で補填するものとする。)           </th><th>第1款 資本的収入 1,751,000千円 第1項 企業債 500,000千円 第2項 負担金 976,370千円 第3項 分担金 274,630千円 支 出</th><th>第1款 資本的支出 4,811,000千円 第1項 施設整備事業費 168,961千円 第2項 施設費 677,352千円 第3項 配水施設改良費 550,876千円 第4項 固定資産取得費 19,087千円 第5項 企業債償還金 2,258,932千円 第6項 長期割賦金 1,085,792千円 第7項 投資 40,000千円 第8項 予備費 10,000千円 (企業債) 第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>収 入</td><td>第1款 水道事業収益 7,807,000千円 第1項 営業収益 7,616,640千円</td><td>入</td><td>第1款 資本的支出 4,811,000千円 第1項 施設整備事業費 168,961千円 第2項 施設費 677,352千円 第3項 配水施設改良費 550,876千円 第4項 固定資産取得費 19,087千円 第5項 企業債償還金 2,258,932千円 第6項 長期割賦金 1,085,792千円 第7項 投資 40,000千円 第8項 予備費 10,000千円 (企業債) 第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。</td></tr> </tbody> </table>			第2項 営業外収益 190,340千円 第3項 特別利益 20千円 支 出	第1款 水道事業費用 7,921,000千円 第1項 営業費用 6,635,442千円 第2項 営業外費用 763,623千円 第3項 特別損失 511,935千円 第4項 予備費 10,000千円 (資本的収入及び支出) 第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3,060,000千円は、過年度分損益勘定留保資金2,038,710千円、当年度分損益勘定留保資金994,974千円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額26,316千円で補填するものとする。)	第1款 資本的収入 1,751,000千円 第1項 企業債 500,000千円 第2項 負担金 976,370千円 第3項 分担金 274,630千円 支 出	第1款 資本的支出 4,811,000千円 第1項 施設整備事業費 168,961千円 第2項 施設費 677,352千円 第3項 配水施設改良費 550,876千円 第4項 固定資産取得費 19,087千円 第5項 企業債償還金 2,258,932千円 第6項 長期割賦金 1,085,792千円 第7項 投資 40,000千円 第8項 予備費 10,000千円 (企業債) 第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。	収 入	第1款 水道事業収益 7,807,000千円 第1項 営業収益 7,616,640千円	入	第1款 資本的支出 4,811,000千円 第1項 施設整備事業費 168,961千円 第2項 施設費 677,352千円 第3項 配水施設改良費 550,876千円 第4項 固定資産取得費 19,087千円 第5項 企業債償還金 2,258,932千円 第6項 長期割賦金 1,085,792千円 第7項 投資 40,000千円 第8項 予備費 10,000千円 (企業債) 第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。		
第2項 営業外収益 190,340千円 第3項 特別利益 20千円 支 出	第1款 水道事業費用 7,921,000千円 第1項 営業費用 6,635,442千円 第2項 営業外費用 763,623千円 第3項 特別損失 511,935千円 第4項 予備費 10,000千円 (資本的収入及び支出) 第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3,060,000千円は、過年度分損益勘定留保資金2,038,710千円、当年度分損益勘定留保資金994,974千円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額26,316千円で補填するものとする。)	第1款 資本的収入 1,751,000千円 第1項 企業債 500,000千円 第2項 負担金 976,370千円 第3項 分担金 274,630千円 支 出	第1款 資本的支出 4,811,000千円 第1項 施設整備事業費 168,961千円 第2項 施設費 677,352千円 第3項 配水施設改良費 550,876千円 第4項 固定資産取得費 19,087千円 第5項 企業債償還金 2,258,932千円 第6項 長期割賦金 1,085,792千円 第7項 投資 40,000千円 第8項 予備費 10,000千円 (企業債) 第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。											
収 入	第1款 水道事業収益 7,807,000千円 第1項 営業収益 7,616,640千円	入	第1款 資本的支出 4,811,000千円 第1項 施設整備事業費 168,961千円 第2項 施設費 677,352千円 第3項 配水施設改良費 550,876千円 第4項 固定資産取得費 19,087千円 第5項 企業債償還金 2,258,932千円 第6項 長期割賦金 1,085,792千円 第7項 投資 40,000千円 第8項 予備費 10,000千円 (企業債) 第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。											

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
建設改良費に充当	500,000 千円	証書借入	5.0%以内 (利率見直し方式により当該利率の見直しを行った後においては、見直し後の利率とする。)	借入先の融資条件による。 ただし、企業財政の都合により、据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。
<b>(一時借入金)</b>				
第6条 一時借入金の限度額は、1,500,000千円と定める。				
（予定支出の各項の経費の金額の流用）				
第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。				
(1) 各項相互の間における経費の流用額が、50,000千円以内である場合。				
（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）				
第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。				
(1) 職員給与費 1,733,106千円 (他会計からの補助金)				
第9条 一般会計から補助を受ける金額は、次のとおりと定める。				
(1) 布目ダム建設事業（一次精算）割賦負担金元利償還補助金 529,055千円				
(2) 布目ダム建設事業（二次精算）割賦負担金元利償還補助金 91,854千円				
(3) 比奈知ダム建設事業割賦負担金元利償還補助金 247,142千円				
(4) 東部地域等水道整備事業簡易水道事業債元利償還補助金 116,404千円				
(5) 児童手当補助金 13,990千円 (たな卸資産購入限度額)				
第10条 たな卸資産購入限度額は、250,000千円と定める。				
平成25年度奈良市都祁水道事業会計予算 (総則)				
第1条 平成25年度奈良市都祁水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。				
（業務の予定量）				
第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。				
1 給水戸数 1,902戸				
2 年間総給水量 747,921m <sup>3</sup>				
3 1日平均給水量 2,049m <sup>3</sup> (収益的収入及び支出)				
第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。なお、営業運転資金にあてるため、奈良市水道事業会計から長期借入金40,000千円を借り入れる。				
収 入				
第1款 水道事業収益 183,000千円				
第1項 営業収益 133,466千円				
第2項 営業外収益 49,507千円				
第3項 特別利益 27千円 支 出				
第1款 水道事業費用 375,200千円				
第1項 営業費用 292,545千円				
第2項 営業外費用 82,604千円				
第3項 特別損失 51千円 (資本的収入及び支出)				
第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。				
収 入				
第1款 資本的収入 260,600千円				
第1項 負担金 258,615千円				
第2項 分担金 1,985千円 支 出				
第1款 資本的支出 257,800千円				
第1項 固定資産取得費 266千円				
第2項 企業債償還金 192,561千円				
第3項 長期割賦金 64,973千円 (特例的収入及び支出)				
第4条の2 地方公営企業法施行令第4条第4項の規定により当該事業年度に属する債権及び債務として整理する未収金及び未払金の金額は、それぞれ10,700千円及び22,400千円である。				
(一時借入金)				
第5条 一時借入金の限度額は、300,000千円と定める。				
（予定支出の各項の経費の金額の流用）				
第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。				
(1) 各項相互の間における経費の流用額が、5,000千円以内である場合。				
（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）				
第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。				
(1) 職員給与費 32,420千円 (他会計からの補助金)				
第8条 一般会計から補助を受ける金額は、次のとおりと定める。				
(1) 都祁水道事業助成金 307,320千円 平成25年度奈良市月ヶ瀬簡易水道事業会計予算 (総則)				

第1条 平成25年度奈良市月ヶ瀬簡易水道事業会計の予算  
は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1 給水戸数	599戸
2 年間総給水量	153,651m <sup>3</sup>
3 1日平均給水量	421m <sup>3</sup>

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収	入
第1款 簡易水道事業収益	58,100千円
第1項 営業収益	26,005千円
第2項 営業外収益	32,089千円
第3項 特別利益	6千円
支	出
第1款 簡易水道事業費用	75,900千円
第1項 営業費用	67,085千円
第2項 営業外費用	8,766千円
第3項 特別損失	49千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収	入
第1款 資本的収入	18,800千円
第1項 負担金	18,663千円
第2項 分担金	137千円
支	出
第1款 資本的支出	18,700千円
第1項 固定資産取得費	37千円
第2項 企業債償還金	18,663千円

(特例的収入及び支出)

第4条の2 地方公営企業法施行令第4条第4項の規定により当該事業年度に属する債権及び債務として整理する未収金及び未払金の金額は、それぞれ2,300千円及び7,500千円である。

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、50,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項相互の間における経費の流用額が、5,000千円以内である場合。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 8,105千円  
(他会計からの補助金)

第8条 一般会計から補助を受ける金額は、次のとおりと

定める。

(1) 月ヶ瀬簡易水道事業助成金 50,750千円  
(平成25年3月25日掲示済)